

(案)

沖縄県宿泊税納入申告書等作成業務委託 契約書

沖 縄 県 総 務 部 稅 務 課

沖縄県宿泊税納入申告書等作成業務委託契約書(案)

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、令和7年及び令和8年度における沖縄県宿泊税の納入申告書等の様式作成、印字、発送等に係る業務全般を甲が乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（名称及び委託期間）

第1条 委託する業務の名称及び委託期間は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 沖縄県宿泊税納入申告書等作成業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日までの間

（業務の内容）

第2条 乙は、この契約書及び別記（沖縄県宿泊税納入申告書等作成業務委託仕様書）に基づき信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠実に業務を履行するものとする。

（委託料）

第3条 甲は、乙の業務の履行に対し、別記（単価一覧表）の単価に100分の110を乗じて得た額を委託料として乙に支払うものとする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条の規定によるものとする。

（検査及び引渡し）

第5条 乙は、甲が指定した期日までに、甲が指定した納入場所に委託業務の成果物を納入り、検査を受けた後に引渡さなければならない。

（委託料の支払方法）

第6条 乙は、前条により業務が完了したときは、遅滞なく第3条に掲げる委託料の支払請求書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受けたときは、その受理した日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(履行期限の延長)

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により甲が指定した期日までに成果物を納入することができないときは、期限延長の願出をすることができる。

2 甲は、前項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、次条の違約金を免除することができる。

(履行遅滞の場合の違約金)

第8条 乙の責に期すべき事由により、甲が指定した期日までに成果物を納入することができないときは、乙は、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第9条 乙は、この委託契約から生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、納税通知書等の印字業務及び封入封緘業務についての履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は、請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は、本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(資料の貸与及び返還)

第11条 甲は、乙が委託業務を処理するために必要なデータ及びその他の資料を乙に貸与するものとする。

2 乙は、前項に掲げる貸与された資料等を委託業務以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、第1項の貸与された資料等を委託期間終了までに甲に返還するものとする。
ただし、甲の承認があったものについてはこの限りではない。

(調査等)

第12条 甲は、この契約に規定する事項を確認するため、事前に乙に通知し、乙と協議のうえ、本件委託業務の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

(成果物の帰属)

第13条 この契約に基づいて制作されたものの著作権は、甲に属し、乙は、甲の許可をなくしてこれを販売し、又は転用してはならない。

(紛争の解決)

第14条 甲は、乙に指示した内容については、その一切の責任を負うものとし、万一これにより第三者に影響を及ぼした場合にも責任をもって、これを解決するものとする。ただし、乙が甲の指示に違反し、又は過失若しくは怠慢により第三者に影響を及ぼしたときは、乙は責任をもってこれを解決するものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく契約締結後から10日以内に委託業務に着手しないとき。
- (3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると

認められるとき。

- (8) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により委託契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの委託契約が解除された場合において、乙はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に對してその賠償を請求できないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第16条 乙は、本契約に関して、自ら又は再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(機密保持)

第17条 甲及び乙は、相手方から開示を受けた機密情報を善良なる管理者の注意をもって機密に保持するものとし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 機密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- (2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) この契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 甲及び乙は、相手方から機密情報の開示を受けた事実及びその存在の有無を第三者に開示又は漏洩してはならない。

3 甲及び乙は、機密情報を機密に保持するために合理的な措置を講じなければならない。

4 乙は、書面による甲の承諾なくして本契約に関連した知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が履行され、又は解除された後においても同様とする。

5 乙は、前4項及び第18条のいかなる事故も起きないよう、保管、管理等業務の遂行には十分留意すること。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この委託契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この場合において、別記「個人情報取扱特記事項」と契約本文の規定が相違するときは、契約本

文が優先するものとする。

(契約不適合責任)

第 19 条 納入された成果物が本契約の仕様に適合しないものであるとき（以下「不適合」という。）は、当該不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものである時を除き、甲は乙に対し、成果物の補修等の履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に基づく請求期間は第 1 条の契約期間満了から起算して 1 年間とする。
- 3 第 1 項の規定に基づく不適合に起因して甲が実際の通常かつ直接の損害を被った場合、甲は乙に対し、当該損害の直接の原因となった本件委託業務の料金相当額を上限として、当該損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべきことができない事由から生じた損害及び逸失利益については、乙は賠償責任を負わないものとする。

(契約の費用)

第 20 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 21 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 22 条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
 - (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかなければならぬ。

(管轄裁判所)

第 23 条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議)

第 24 条 この契約書の条項若しくは仕様書の解釈について疑義が生じた場合、又はこの契約若しくは仕様書に定めがない事項については、甲と乙が信義誠実の原則に従った協議のうえ、これを解決し、書面により確認を行うものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県知事 玉城 康裕 印

乙

印

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本件委託業務契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本件委託業務契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

本件委託業務契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、本件委託業務契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、本件委託業務契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に格納する等適正に保存管理しなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（本件委託業務契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（本件委託業務契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、本件委託業務契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、本件委託業務契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、本件委託業務契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、本件委託業務契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、本件委託業務契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後ににおいても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、本件委託業務契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本件委託業務契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、本件委託業務契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第12 乙は、本件委託業務契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務 完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、本件委託業務契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙が本件委託業務契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び本件委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。

2 甲は、乙が本件委託業務契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び本件委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措

置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(特定個人情報の取扱い)

第16 乙は、個人番号を含む個人情報の取扱いに際しては、第1から第15までの規定に掲げる事項を遵守しなければならない。

(契約解除)

第17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第19 乙は、第1から第18までの規定に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（注）「甲」は「実施機関」を、「乙」は「受託者」を指す。